

介護療養施設サービス  
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

平成18年4月改正箇所  
(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定についてJP26-29、31-33を参照。)  
平成18年7月改正箇所  
(詳細については、別紙2「療養病床再編成に伴う介護報酬等の見直しに係る諮問案について」を参照。)  
平成20年5月改正箇所  
(詳細については、別紙3「介護療養型老人保健施設における介護報酬等の見直しに係る諮問についてJP6を参照。)

基本部分		夜勤を行う職員が勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	留地の医師確保計画を算出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	留地の医師確保計画を算出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット別に配置していない等、ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設置基準を満たさない場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う3職員の勤務条件に関する基準の区分による加算		
1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (671単位) 要介護2 (781単位) 要介護3 (1,019単位) 要介護4 (1,120単位) 要介護5 (1,211単位)											
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (782単位) 要介護2 (892単位) 要介護3 (1,130単位) 要介護4 (1,231単位) 要介護5 (1,322単位)											
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (611単位) 要介護2 (720単位) 要介護3 (880単位) 要介護4 (1,036単位) 要介護5 (1,078単位)											
		b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (722単位) 要介護2 (831単位) 要介護3 (991単位) 要介護4 (1,147単位) 要介護5 (1,189単位)											
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (581単位) 要介護2 (692単位) 要介護3 (843単位) 要介護4 (1,000単位) 要介護5 (1,041単位)											
	(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6.1> 介護<5.1>	b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (692単位) 要介護2 (803単位) 要介護3 (954単位) 要介護4 (1,111単位) 要介護5 (1,152単位)											
	2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (671単位) 要介護2 (781単位) 要介護3 (931単位) 要介護4 (1,022単位) 要介護5 (1,113単位)										
			b.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (782単位) 要介護2 (892単位) 要介護3 (1,042単位) 要介護4 (1,133単位) 要介護5 (1,224単位)										
			a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (677単位) 要介護2 (791単位) 要介護3 (889単位) 要介護4 (980単位) 要介護5 (1,071単位)										
			b.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (782単位) 要介護2 (892単位) 要介護3 (1,000単位) 要介護4 (1,091単位) 要介護5 (1,182単位)										
			a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (1,133単位) 要介護4 (1,234単位) 要介護5 (1,325単位)										
		(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6.1> 介護<4.1>	b.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (1,045単位) 要介護4 (1,136単位) 要介護5 (1,227単位)										
3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)		(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (671単位) 要介護2 (781単位) 要介護3 (931単位) 要介護4 (1,022単位) 要介護5 (1,113単位)										
			b.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (782単位) 要介護2 (892単位) 要介護3 (1,042単位) 要介護4 (1,133単位) 要介護5 (1,224単位)										
			a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (677単位) 要介護2 (791単位) 要介護3 (889単位) 要介護4 (980単位) 要介護5 (1,071単位)										
			b.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (782単位) 要介護2 (892単位) 要介護3 (1,000単位) 要介護4 (1,091単位) 要介護5 (1,182単位)										
			a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (1,133単位) 要介護4 (1,234単位) 要介護5 (1,325単位)										
		(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	b.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (1,045単位) 要介護4 (1,136単位) 要介護5 (1,227単位)										
	4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (671単位) 要介護2 (781単位) 要介護3 (931単位) 要介護4 (1,022単位) 要介護5 (1,113単位)										
			b.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (782単位) 要介護2 (892単位) 要介護3 (1,042単位) 要介護4 (1,133単位) 要介護5 (1,224単位)										
			a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (677単位) 要介護2 (791単位) 要介護3 (889単位) 要介護4 (980単位) 要介護5 (1,071単位)										
			b.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (782単位) 要介護2 (892単位) 要介護3 (1,000単位) 要介護4 (1,091単位) 要介護5 (1,182単位)										
			a.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (1,133単位) 要介護4 (1,234単位) 要介護5 (1,325単位)										
		(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>	b.療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (785単位) 要介護2 (895単位) 要介護3 (1,045単位) 要介護4 (1,136単位) 要介護5 (1,227単位)										
注: 身体拘束防止未実施減算。(1日につき 5単位を減算)														
注: 外泊時費用 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定														
注: 試行的退院サービス費 入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定。(2)及び(4)の基本単価に限る。)														
注: 他科受診時費用 入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定														
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)														
(6) 退院時指導等加算														
(一) 退院時指導加算		a.退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度として、460単位を算定)	注: 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合											
		b.退院時指導加算 (400単位)	注: 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合											
		c.退院時情報提供加算 (500単位)	注: 退院時情報提供とサービス調整を行った場合											
		d.退院前連携加算 (500単位)												
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)														
(7) 栄養管理体制加算														
(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)														
(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)														
(8) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)														
(9) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)														
(10) 経口維持加算 (1日につき)														
		(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)												
		(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)												
(11) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)														
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)														
(13) 特定診療費														

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

…平成18年4月改正箇所  
 (詳細については、別紙1「平成18年度  
 介護報酬等の改定についてIP26~29、31  
 ~33を参照。)

…平成20年4月改正箇所

基本部分				注	注	注				
				入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合				
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 652 単位)	×70/100	×97/100	診療所療養病床 設備基準減算 -60単位				
			要介護2 ( 704 単位)							
			要介護3 ( 756 単位)							
			要介護4 ( 807 単位)							
			要介護5 ( 859 単位)							
	b. 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 763 単位)								
		要介護2 ( 815 単位)								
		要介護3 ( 867 単位)								
		要介護4 ( 918 単位)								
		要介護5 ( 970 単位)								
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II) 看護・介護<3:1>	a. 診療所型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 ( 562 単位)								
		要介護2 ( 608 単位)								
		要介護3 ( 654 単位)								
		要介護4 ( 700 単位)								
		要介護5 ( 746 単位)								
	b. 診療所型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 ( 673 単位)								
		要介護2 ( 719 単位)								
		要介護3 ( 765 単位)								
		要介護4 ( 811 単位)								
		要介護5 ( 857 単位)								
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 766 単位)								
		要介護2 ( 818 単位)								
		要介護3 ( 870 単位)								
		要介護4 ( 921 単位)								
		要介護5 ( 973 単位)								
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型準個室>	要介護1 ( 766 単位)								
		要介護2 ( 818 単位)								
		要介護3 ( 870 単位)								
		要介護4 ( 921 単位)								
		要介護5 ( 973 単位)								
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)										
注 外泊時費用				入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、444単位を算定						
注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定						
(3) 初期加算 (1日につき +30単位)										
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a. 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	(400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合						
		b. 退院時指導加算								
		c. 退院時情報提供加算					(500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合		
		d. 退院前連携加算					(500単位)			
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)		注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合								
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)									
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)									
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)										
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)										
(8) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(I) (28単位)									
	(2) 経口維持加算(II) (5単位)									
(9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)										
(11) 特定診療費										

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定についてIP26~29\_31~33を参照。)

平成18年7月改正箇所

(詳細については、別紙2「療養病床再編成に伴う介護報酬等の見直しに係る諸問案について」を参照。)

基本部分		注							
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	留地の医師確保計画を届出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	留地の医師確保計画を届出したもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護(3:1)介護(6:1)	a. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (1,005 単位)					
			要介護2 (1,072 単位)						
			要介護3 (1,139 単位)						
			要介護4 (1,207 単位)						
			要介護5 (1,274 単位)						
		b. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) (多床室)	要介護1 (1,116 単位)						
		要介護2 (1,183 単位)							
		要介護3 (1,250 単位)							
		要介護4 (1,318 単位)							
		要介護5 (1,385 単位)							
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護(4:1)介護(4:1)	a. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (947 単位)					
			要介護2 (1,018 単位)						
			要介護3 (1,088 単位)						
			要介護4 (1,159 単位)						
			要介護5 (1,229 単位)						
		b. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) (多床室)	要介護1 (1,029 単位)						
		要介護2 (1,099 単位)							
		要介護3 (1,169 単位)							
		要介護4 (1,239 単位)							
		要介護5 (1,309 単位)							
(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護(4:1)介護(5:1)	(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護(4:1)介護(6:1)	a. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (918 単位)						
		要介護2 (987 単位)							
		要介護3 (1,055 単位)							
		要介護4 (1,124 単位)							
		要介護5 (1,192 単位)							
	b. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) (多床室)	要介護1 (1,029 単位)							
	要介護2 (1,098 単位)								
	要介護3 (1,166 単位)								
	要介護4 (1,235 単位)								
	要介護5 (1,303 単位)								
(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型	a. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (802 単位)							
	要介護2 (869 単位)								
	要介護3 (936 単位)								
	要介護4 (1,004 単位)								
	要介護5 (1,071 単位)								
	b. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) (多床室)	要介護1 (1,013 単位)							
	要介護2 (1,080 単位)								
	要介護3 (1,147 単位)								
	要介護4 (1,215 単位)								
	要介護5 (1,282 単位)								
(2) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (840 単位)							
		要介護2 (907 単位)							
		要介護3 (974 単位)							
		要介護4 (1,042 単位)							
		要介護5 (1,109 単位)							
	b. 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) (多床室)	要介護1 (951 単位)							
	要介護2 (1,018 単位)								
	要介護3 (1,085 単位)								
	要介護4 (1,153 単位)								
	要介護5 (1,220 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	a. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (ユニット型個室)	要介護1 (1,119 単位)						
		要介護2 (1,186 単位)							
		要介護3 (1,253 単位)							
		要介護4 (1,321 単位)							
		要介護5 (1,388 単位)							
	b. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) (ユニット型準個室)	要介護1 (1,119 単位)							
	要介護2 (1,186 単位)								
	要介護3 (1,253 単位)								
	要介護4 (1,321 単位)								
	要介護5 (1,388 単位)								
一般病院	a. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) (ユニット型個室)	要介護1 (1,061 単位)							
	要介護2 (1,122 単位)								
	要介護3 (1,202 単位)								
	要介護4 (1,273 単位)								
	要介護5 (1,343 単位)								
b. ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) (ユニット型準個室)	要介護1 (1,061 単位)								
要介護2 (1,132 単位)									
要介護3 (1,202 単位)									
要介護4 (1,273 単位)									
要介護5 (1,343 単位)									

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)

注 外泊時費用

注 他科受診時費用

(4) 初期加算 (1日につき +30単位)

(5) 退院時指導等加算  
 (一) 退院時指導加算  
 a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)  
 b 退院時指導加算 (400単位)  
 c 退院時情報提供加算 (500単位)  
 d 退院前連携加算 (500単位)  
 (二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)

(6) 栄養管理体制加算  
 (一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)  
 (二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)

(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)

(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)

(9) 経口維持加算(1日につき)  
 (1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)  
 (2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)

(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)

(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)

(12) 特定診療費

入院患者に対して(自宅における)外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合

注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

…平成18年4月改正箇所  
 (詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P4、5を参照。)

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合	注 特別地域介護予防訪問介護加算
イ 介護予防訪問介護費(I)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 1,234単位)	×80/100	+15/100
ロ 介護予防訪問介護費(II)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 2,468単位)		
ハ 介護予防訪問介護費(III)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 4,010単位)		

： 特別地域介護予防訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問入浴介護費

…平成18年4月改正箇所  
 (詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P14を参照。)

基本部分	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算
介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 854単位)	×95/100	×70/100	+15/100

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 介護予防訪問看護費

…平成18年4月改正箇所

基本部分		注	注	注	注	注
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間、早朝、深夜のみ算定可) (285単位)	准看護師の場合	指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特別地域介護予防訪問看護加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)
	(2) 30分未満 (425単位)					
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)					
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)					
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)	×90/100	30分未満 425単位を算定 30分以上1時間未満 830単位を算定	夜間又は早朝の場合 +25/100  深夜の場合 +50/100	+15/100	1月につき +540単位  1月につき +290単位
	(2) 30分未満 (343単位)					
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)					
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)					
						特別管理加算    1月につき +250単位

： 特別地域介護予防訪問看護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

…平成18年4月改正箇所

基本部分		注	注
介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算
	介護老人保健施設の場合		
(1日につき 500単位)		+20単位	退院(所)日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内 +200単位

5 介護予防居宅療養管理指導費

…平成18年4月改正箇所

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外 (500単位)	情報提供が行われない場合 -100単位
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在総診を算定する場合) (290単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合(月2回を限度)	注 特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位
	(二) 月3回目以降の場合 (300単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合(月4回を限度)	
(二) 月2回目以降の場合 (300単位)		
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度) (530単位)		
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度) (350単位)		

※ ロ(1)(2)又は(2)(二)について、がん末期の患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 介護予防通所介護費

…平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P3、4を参照。)

基本部分		注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 2,226単位)	×70/100	×70/100
	要支援2 (1月につき 4,353単位)		
ロ アクティビティ実施加算 (1月につき 81単位を加算)			
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)			
ニ 栄養改善加算 (1月につき 100単位を加算)			
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 100単位を加算)			
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 100単位を加算)			

7 介護予防通所リハビリテーション費

…平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P3、4を参照。)

基本部分		注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員の員数が基準に満たない場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	要支援1 (1月につき 2,496単位)	×70/100	×70/100
	要支援2 (1月につき 4,880単位)		
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)			
ハ 栄養改善加算 (1月につき 100単位を加算)			
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 100単位を加算)			
ホ 事業所評価加算 (1月につき 100単位を加算)			

基本部分			注			注	注	注	
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	利用者に対して送迎を行う場合	
イ 介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (478 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	片道につき +184単位
			要支援2 (597 単位)						
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II) <多床室>	要支援1 (522 単位)						
			要支援2 (653 単位)						
		(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (450 単位)						
			要支援2 (563 単位)						
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 (557 単位)						
			要支援2 (681 単位)						
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) <ユニット型準個室>	要支援1 (557 単位)						
			要支援2 (681 単位)						
		(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 (526 単位)						
			要支援2 (657 単位)						
	(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) <ユニット型準個室>	要支援1 (526 単位)							
		要支援2 (657 単位)							
ハ 栄養管理体制加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)								
	(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)								
ニ 療養食加算									
			(1日につき 23単位を加算)						